

横浜市の保有する情報の公開に関する条例に定める 権利濫用禁止規定の運用基準（案）に関する意見公募について

1 趣旨

平成22年2月24日に市会で議決された「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正」に関して、同条例第5条に追加した権利濫用禁止規定を公正、公平に運用するための運用基準（案）について、「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」に基づき、次のとおり意見の公募を行います。

2 運用基準（案）の概要

(1) 開示請求権の濫用に当たる請求の考え方及び判断基準について（条例第5条第2項関係）

【考え方（解釈）】

請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、開示請求権の濫用に該当する。

【判断基準（運用）】

具体的な事例を類型化すると、以下の三つが考えられる。

ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外（実施機関の業務遂行の停滞、特定職員に対する威圧、攻撃など）にあることが明らかに認められるとき

特定の課に対して短期間に集中して大量の請求を行う、

「自分に逆らったので開示請求してやる」などと発言したのちに特定職員の作成した書類をすべて請求する、など

イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき

開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求する、など

ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき

「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「特定職員による応対を強要する」などの不適正な行為が同一人からの一連の請求において繰り返し行われているとき

(2) 大量の行政文書の開示請求について（条例第5条第2項関係）

大量の行政文書の開示請求については、対象行政文書が大量であることのみを理由として請求を拒否すること、又は拒否する可能性がある旨を開示請求者に示唆することを行ってはならず、開示決定等の期間延長（条例第11条、第12条）により対応すべきである。

(3) 適用について（条例第5条第2項関係）

請求等の場において、開示請求者から害意ともとれるような発言がされることも考えられるが、本項の適用は、様々な要素を総合的に勘案して判断するものであり、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならない。

(4) 開示請求権の濫用に当たる請求があったと認めるときの請求を拒否する手続について（条例第5条第3項関係）

権利濫用禁止規定により請求を拒否する決定をした場合には、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に報告するものとする。

3 意見公募のスケジュール等

意見公募期間	平成22年3月19日（金）から4月19日（月）まで
公表及び 意見提出方法	運用基準（案）、意見提出書などを、市ホームページに掲載するとともに、各区役所広報相談係、各地区センター及び市民情報センターにも備え置きます。 ご意見は、文書（郵送、電子メールなど）により受け付けます。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例に定める権利濫用禁止規定の
運用基準(案)に関する意見公募について(意見公募要領)

情報公開制度は、市政に関する行政の説明責任を果たし、透明性のある公正な行政運営をすすめていくうえで、本市のあらゆる施策に共通した基本となるものであり、何人も目的を問わず請求できる制度として広く活用されています。

ところが、使いやすい制度であるがゆえに、近年、情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返され、その対応に膨大な労力を強いられる結果、他の行政事務の遂行に支障をきたしている事態が生じています。また、このような事態は全国的にも見受けられます。

情報公開制度の健全な運用を図るとともに、このような権利濫用的な開示請求に適切に対応していく必要があることから、開示請求といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用してはならないということをわかりやすく示すため、条例に明記しました。

具体的には、条例に「情報公開請求権を濫用してはならないこと。」「権利の濫用にあたる請求があったと認めるときは、請求を拒否できること。」という規定を設けましたが、これらの規定を運用する基準の策定にあたり、あらかじめ市民の皆様をはじめ利用者の方々からのご意見を広く伺ってまいります。

つきましては、次の要領で意見の公募を行います。

1 ご意見公募期間

平成 22 年 3 月 19 日(金)から平成 22 年 4 月 19 日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

2 ご意見提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、「意見提出書」は、各区役所広報相談係、各地区センター及び市民情報センター(横浜市庁舎 1 階)で配布しております。また、横浜市のホームページ上にも掲載されておりますので、ダウンロードしてお使いください。

(URL) <http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/joho/koubo.html>

(1) 郵送の場合

郵送先：〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市市民活力推進局市民情報室 意見公募担当あて

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号：045-664-7201

横浜市市民活力推進局市民情報室 意見公募担当あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sh-shiminjoho@city.yokohama.jp

横浜市市民活力推進局市民情報室 意見公募担当あて

※メールの件名は「意見公募」と表記してください。

※公表ホームページからダウンロードした提出様式を添付ファイルとして提出していただくか、メール本文に住所、氏名、連絡先、ご意見の内容を記載の上、提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、2MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) ご持参いただく場合

所在地：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市市民情報センター（横浜市庁舎1階）受付窓口

※窓口での受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までとなります（土日祝日は、除きます）。

3 注意事項

- (1) ご提出していただくご意見は、日本語で記載してください。
- (2) ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご意見の内容を保存した光ディスク及び磁気ディスク等の媒体をご提出される場合、ご提出いただいた媒体については返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) ご提出いただいたご意見は、必要に応じて整理し、又は要約し、本市の考え方を整理したうえで、郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公表させていただく予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (6) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市市民活力推進局市民情報室 意見公募担当

電話番号：045-671-3884

市民活力推進局は、平成22年4月1日より、市民局 に名称が変更となります。

意見提出書

平成 22 年 月 日

横浜市市民活力推進局市民情報室 意見公募担当 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：_____

(ふりがな)

氏名：_____

電話番号：_____

FAX番号：_____

電子メールアドレス：_____

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第5条第2項及び第3項に定める権利濫用禁止規定の運用基準（案）に関し、次のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は、「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。)

意見の内容

注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。

注3：ご提出いただいたご意見は、必要に応じて整理し、又は要約し、本市の考え方を整理したうえで、郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

注4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けいたしておりません。また、ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

注5：ご提出いただいたご意見は、横浜市個人情報保護に関する条例に則り、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があつた場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例に定める
権利濫用禁止規定の運用基準（案）について（概要）

1 目的

情報公開制度は、市政に関する行政の説明責任を果たし、透明性のある公正な行政運営をすすめていくうえで、本市のあらゆる施策に共通した基本となるものであり、何人も目的を問わず請求できる制度として広く活用されています。

ところが、使いやすい制度であるがゆえに、近年、情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返され、その対応に膨大な労力を強いられる結果、他の行政事務の遂行に支障をきたしている事態が生じています。また、このような事態は全国的にも見受けられます。

情報公開制度の健全な運用を図るとともに、このような権利濫用的な開示請求に適切に対応していく必要があることから、開示請求といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用してはならないということをわかりやすく示すため、条例に明記しました。

具体的には、条例に「情報公開請求権を濫用してはならないこと。」「権利の濫用にあたる請求があったと認めるときは、請求を拒否できること。」という規定を設けましたが、これらの規定を運用する基準の策定にあたり、あらかじめ市民の皆様をはじめ利用者の方々からのご意見を広く伺ってまいります。

2 運用基準（案）の概要（別紙「横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引 条例第5条第2項」及び「同第3項」参照）

（1）開示請求権の濫用に当たる請求の考え方及び判断基準について（条例第5条第2項関係）

ア 請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、開示請求権の濫用に該当するものと考えます。

イ 具体的な事例を類型化すると、以下の三つが考えられます。

（ア）請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき

（イ）開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき

（ウ）開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき

(2) 大量の行政文書の開示請求について（条例第5条第2項関係）

大量の行政文書の開示請求については、対象行政文書が大量であることのみを理由として請求を拒否すること、又は拒否する可能性がある旨を開示請求者に示唆することを行ってはならず、開示決定等の期間延長（条例第11条、第12条）により対応すべきであるとししました。

(3) 適用について（条例第5条第2項関係）

請求等の場において、開示請求者から害意ともとれるような発言がされることも考えられますが、本項の適用は、様々な要素を総合的に勘案して判断するものであり、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならないとししました。

(4) 開示請求権の濫用に当たる請求があったと認める場合の請求を拒否する手続について（第5条第3項関係）

権利濫用禁止規定により請求を拒否する決定をした場合には、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に報告するものとしします。

3 条例改正の概要（別紙「横浜市の保有する情報の公開に関する条例新旧対照表」参照）

- (1) 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならないこと。（条例第5条第2項）
- (2) 実施機関は、(1)の権利の濫用に該当する請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができること。（条例第5条第3項）
- (3) (1)の当該請求を拒否する場合は、全部を開示しない旨の決定をすること。（条例第10条第2項）

<p>【条例】 開示請求権</p> <p>【2項】 権利濫用禁止規定</p>	<p>(開示請求権) 第5条 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本市の情報公開制度は、本市が市政に関して市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進するために創設されたものである。しかし、本市において近年、このような情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返され、その対応に膨大な労力を強いられる結果、他の行政事務の遂行に支障をきたしている事態も生じている。本項は、情報公開制度の健全な運用を図るとともに、このような権利濫用的な開示請求に適切に対応するため、開示請求権といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者は行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない旨を定めるものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>権利の濫用とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」とされている。</p> <p>どのような行為が権利の濫用に当たるかについては具体的な場合によって異なると考えられているが、一般的には、権利行使に係る加害の意思・目的のほかに当該権利の性質・内容、権利濫用と解した場合の権利行使者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の相手方の受ける不利益等の様々な要素を比較衡量して判断される。</p> <p>そこで、これまでの情報公開制度の運用における事例なども踏まえ、請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、開示請求権の濫用に該当するものとする。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1)判断の基準</p> <p>特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞等の要素を総合的に勘案し、判断することとするが、具体的な事例を類型化すると、以下の三つが考えられる。</p> <p>ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき</p> <p>(ア) 実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められるとき</p> <p>(例) 特定の課に対して短期間に集中して大量の請求を行う、正当な理由がないのに同一内容についての請求を繰り返すなど、実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められるとき</p> <p>(イ) その他開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき</p> <p>(例) 特定職員の誹謗、中傷を記載した請求を繰り返すなど、「自分に逆らったので開示請求してやる」などと発言したのちに特定職員を作成した書類をすべて請求するなど、特定職員に対する威圧、</p>

	<p>攻撃などを開示請求の目的とすることが明らかに認められるとき</p> <p>イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき (例)開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求するなど、請求するだけで開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき</p> <p>ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき (例)「行政文書の特定に実質的に応じない」、「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方向的にキャンセルする」、「特定の職員による応対を強要する」、「長時間にわたって職員の応対を強要する」、「開示請求することを目的として行政文書等の作成を強要する」などの不適正な行為が同一人からの一連の請求において繰り返し行われているとき</p> <p>(2)大量の行政文書の開示請求について 大量の行政文書が開示請求の対象となっている場合には、対象行政文書が大量であることのみを理由として開示請求を拒否すること、又は拒否する可能性がある旨を開示請求者に示唆することを行ってはならず、条例第11条第2項又は第12条の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応すべきである。</p> <p>(3)本項の規定の適用について 請求等の場において、開示請求者から実施機関に対する害意ともとれるような発言がされることもあったと考えられる。 しかし、本項の規定を適用するかどうかについては、請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案したうえで判断されるのであって、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならない。</p>
--	--

<p>【条例】 開示請求権</p> <p>【3項】 請求拒否手続</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第5条</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>【解釈】</p> <p>【運用】</p>	<p>本項は、開示請求がなされ、最終的に当該請求が権利の濫用に当たると判断された場合には、実施機関は当該請求を拒否することができる旨を規定するものである。</p> <p>(1)「前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求」とは、前項の解釈及び運用に基づき実施機関が当該開示請求を権利の濫用であると判断した請求をいう。</p> <p>(2)「権利の濫用に当たる請求があったと認めるとき」とは、様々な要素を総合的に勘案した結果、権利の濫用であると実質的に判断される場合をいう。</p> <p>(3)「当該請求を拒否することができる」とは、当該請求を拒否する権限が実施機関にあることを確認的に規定したものである。</p> <p>(1)行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認める場合であっても、まずは請求者に対して業務遂行上の支障を説明し、理解、協力を求めるものとし、その上でなお、請求者から理解、協力が得られない場合は、本項を適用することとする。</p> <p>(2)本項により開示請求を拒否するときは、第10条第2項の開示しない旨の決定をする。理由の付記については、非開示とする根拠規定を第5条第3項該当とし、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせている状況とともに、どのような事実によって開示請求者の害意が認められたのかを記載する。</p> <p>(3)本項の規定は、例外的なものであり、厳格に適用しなければならない。なお、実施機関が開示請求に対して権利濫用に該当するとして非開示決定をした場合には、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に報告するものとする。</p> <p>(4)本項の処分は、開示決定等(第10条)に該当し、処分に対する不服申立ての対象となる。</p>

横浜市の保有する情報の公開に関する条例新旧対照表

改正後の条例	改正前の条例
<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p> <p>2 <u>何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u></p> <p>3 <u>実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</u></p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (第1号から第3号まで及び第2項省略)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (第1号から第3号まで及び第2項省略)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>